

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 2 月 1 日提出

案件担当 部 課 等	経済部海業水産課
案件名称	三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の 基本方針について
部門経営 部会議で 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の基本方針を 別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>三浦市漁港管理条例は、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の規定に基づき、必要な事項を定めている。</p> <p>令和 5 年 5 月 26 日に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法 の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）が公布され、 漁港漁場整備法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律 に改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行される予定である。また、 漁港施設等の有効活用を図る事業として、漁港施設等活用 事業を位置付け、これを計画的に促進するための制度を創 設する改正が行われることから、本市においても漁港施設の 活用により海業推進及び地域活性化を図ることを目的とし て、法改正の趣旨に則して条例を改正する必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市漁港管理条例等を改正する こととしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会へ議案と して提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 2 もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む 目標 1 6 次経済の構築 施策 1 6 次経済の構築</p>	
<p>備考 説明員</p> <p>鳩野経済部海業水産担当部長 鷺阪海業水産課長 森海業水産課海業水産 G L</p>	